主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中五〇日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人畑中誠三並びに被告本人の上告趣意について。

所論は、事実誤認、量刑不当の主張にとどまるからいずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、刑法二一条刑訴一八一条により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅
裁判官	齋	藤	悠	輔